

山形県介護保険法関係条例等制定一覧

サービス の区分	条例制定対象の厚生労働省令	⇒	県条例	県施行規則	条例・施行規則の施行日
1 指定居宅サービス	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）		山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 72 号）	山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 29 号）	平成 25 年 4 月 1 日
2 指定介護予防サービス	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）		山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 73 号）	山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 30 号）	平成 25 年 4 月 1 日
3 指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）		山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 74 号）	山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 20 号）	平成 25 年 4 月 1 日
4 介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）		介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 75 号）	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 21 号）	平成 25 年 4 月 1 日
5 指定介護療養型医療施設	健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）		山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 76 号）	山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 22 号）	平成 25 年 4 月 1 日
6 介護医療院	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）		山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月県条例第 21 号）	山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年 3 月県規則第 12 号）	平成 30 年 4 月 1 日